

下妻市告示第48号

下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

下妻市長 菊池 博

下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下妻市シティプロモーション推進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、市のブランドイメージを統一性及び一貫性を持って市内外に発信し、もって市のシティプロモーションの推進に資することを目的とする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、シティプロモーション推進ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）により、使用開始日の14日前までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に使用目的、使用方法、使用期間及び連絡先を市長に届け出ることによりロゴマークを使用することができるものとする。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が特に認めるとき。

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、シティプロモーション推進ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査において、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、シティプロモーション推進ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用及び品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているとき、又は支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

(ロゴマークの使用期間)

第6条 ロゴマークを使用することができる期間は、使用の承認を受けた日の翌日から起算して2年以内とする。ただし、営利を目的としない場合は、この限りでない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、承認された内容にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークは、市が提供するものを使用し、デザインの改変など応用して使用しないこと。
- (3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件については、完成物を市に提出すること。ただし、完成物の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件については、完成物それぞれに承認番号を付し、又は「©下妻市」と明示すること。ただし、直接に付し、又は明示することが難しい場合は、市長が指定する方法により明示すること。
- (5) ロゴマークを使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (6) 使用者の責めに帰すべき事由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じた場合は、使用者において速やかに対処すること。この場合において、市は、損害賠償その他一切の責任を負わない。

(変更申請等)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、シティプロモーション推

進ロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはシティプロモーション推進ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第5号）により、適当でないと認めるときはシティプロモーション推進ロゴマーク使用変更不承認通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による変更の承認後においても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が、第8条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、シティプロモーション推進ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）によりその承認を取り消し、当該使用者に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、当該使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

下妻市シティプロモーション推進ロゴ＜ノーマルカラー＞

●ロゴマーク



●シンボルマークのみ



●ロゴタイプ2行

下妻スタイル
わたしらしく暮らせるまち

●ロゴタイプ1行

下妻スタイル

●ロゴタイプ帯



下妻市シティプロモーション推進ロゴ<モノクロ>

●ロゴマーク



●シンボルマークのみ



●ロゴタイプ2行

下妻スタイル
わたしらしく暮らせるまち

●ロゴタイプ1行

下妻スタイル

●ロゴタイプ帯

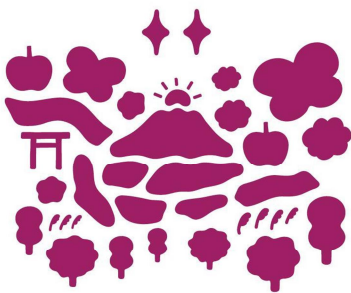


下妻市シティプロモーション推進ロゴ<カラー①>

●ロゴマーク



●シンボルマークのみ



●ロゴタイプ2行

下妻スタイル
わたしらしく暮らせるまち

●ロゴタイプ1行

下妻スタイル

●ロゴタイプ帯

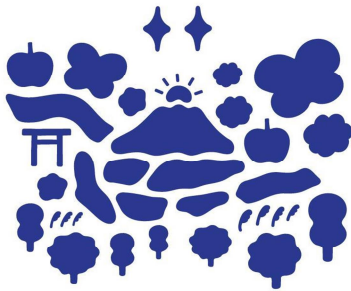


下妻市シティプロモーション推進ロゴ＜カラー②＞

●ロゴマーク



●シンボルマークのみ



●ロゴタイプ2行

下妻スタイル
わたしらしく暮らせるまち

●ロゴタイプ1行

下妻スタイル

●ロゴタイプ帯



様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者

電 話 番 号

メールアドレス

シティプロモーション推進ロゴマーク使用承認申請書

下妻市シティプロモーション推進ロゴマークを使用したいので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



シティプロモーション推進ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用について、下記のとおり承認したので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 承認番号 第 号

5 使用条件

下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



シティプロモーション推進ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用について、下記の理由により不承認としたので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

下妻市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者

電 話 番 号

メールアドレス

シティプロモーション推進ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日付け 第 号（承認番号第 号）で使用承認を受けた下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用について、下記のとおり使用内容を変更したいので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

承認番号	第 号
変更内容	
変更理由	

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



シティプロモーション推進ロゴマーク使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用内容の変更について、下記のとおり承認したので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 承認番号 第 号

3 使用条件

下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱を遵守すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



シティプロモーション推進ロゴマーク使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用内容の変更について、下記の理由により不承認としたので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



シティプロモーション推進ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け（承認番号第 号）で承認した下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用について、下記の理由により承認を取り消すので、下妻市シティプロモーション推進ロゴマークの使用に関する要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

取消しの理由